拡大労働条件・組織化担当者会議 【第1部】議 案・資 料

目 次

_	釜	安	`

1. 2.	会計年度任用職員の勤勉手当支給にむけた自治労の取り組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
く資	料>	
1.	総務省通知「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
2.	地方自治法の一部を改正する法律の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
3.	新旧対照表:勤勉手当部分抜粋 ·····	23
4.	衆議院総務委員会附帯決議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
5.	参議院総務委員会附帯決議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
6.	総務省通知「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る	
	取扱いについて」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
7	2023春闘期取り組み結果集約【整備状況部分】の再点検について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36

拡大労働条件・組織化担当者会議 次 第

11:00~

11:00~11:05 自治労本部あいさつ 伊藤 功書記長

11:05~11:10 臨時・非常勤等職員全国協議会 中谷 公子議長

<第1部>

11:10~12:10 本部提起①労働局(30分)「会計年度任用職員の勤勉手当支給

にむけた自治労の取り組みについて」

本部提起②組織局(30分)

「法改正をふまえた組織化の推進」

12:10~13:00 昼食休憩

13:00~14:00 質疑·応答

<第2部>

14:00~ 本部あいさつ 藤森 久次副委員長

14:10~14:30 本部提起 佐藤 久美子事務局長

※質疑応答を含む

14:30~ 事例報告(各10分)

①地連・県本部の取り組みとして

千葉県本部 臨時·非常勤等職員協議会 鵜野美智子議長

②処遇改善の取り組みとして

東京都本部 港区職員労働組合 菅沼拓央副委員長

③単組活動の推進について

山口県本部長門市職員労働組合 田中雄二副委員長

※質疑応答

15:00~ 意見交換

16:00 終了

会計年度任用職員の勤勉手当支給にむけた自治労の取り組みについて

1. 法案審議と自治労の取り組み経過

- ・3月3日 閣議決定、国会提出
 - ○3月13日 会計年度任用職員に勤勉手当支給を可能とする法改正実現! 3.13集会および議員要請行動
- 4月13日 衆議院総務委員会審議
 - ○同日 委員会傍聴行動
- ・4月14日 衆議院総務委員会可決
- ・4月18日 衆議院本会議可決
- ・4月25日 参議院総務委員会審議・可決
- ○同日 委員会傍聴行動
- 4月26日 参議院本会議可決、成立
- •5月8日 公布

同日、総務省が公布通知を発出

2. 改正内容

会計年度任用職員に対する勤勉手当支給については、地方自治法第203条の2第4項の改正により、パートタイム会計年度任用職員に支給できる手当に勤勉手当を追加する形で規定されました。この規定に関する施行期日は2024年4月1日となっています。

委員会審議の中で総務大臣は、「必要な経費について、支給に向け各自治体に対する調査を考えている。その結果を踏まえて地方財政措置をしっかりと検討する」との考えを示しています。なお、附帯決議においても、適切な給与決定にむけた助言、必要となる財源の確保等について盛り込まれました。

この間、制度開始時の2020年地財計画には期末手当の支給等に係る経費として1,690億円、さらに2021年度には支給月数が増加する分の経費として651億円が上乗せされた経緯を踏まえ、2024年度地財計画においても確実な計上を求め、本部として総務省・国会対策に取り組みます。

3. 総務省マニュアルについて

総務省マニュアルの発出は、当初の予定より遅れ6月初旬~中旬になります。 想定されるおもな内容は以下の通りです。

(1)フルタイム会計年度任用職員への勤勉手当支給

・現在、フルタイム会計年度任用職員に勤勉手当を「支給しないことを基本とす

る」としている記述について修正されます。(5月8日付総務省通知参照)

②人事評価について

現行においても会計年度任用職員は人事評価の対象とされていますが、勤勉 手当の支給に伴い、総務省は、評価の実施と評価結果の反映について法律上の規 定に基づいた助言を行うことが想定されます。自治労としては、下記の考え方に 基づいて取り組みます。

評価の方法

評価の実施にあたっては、会計年度任用職員としての業務内容・勤務実態を考慮した評価方法とすることを求めていく必要があります。職場での運用上の負担の観点からも、現行の簡便な評価方法を維持することを求めます。

・成績率の反映について

勤勉手当の成績率について、制度上は常勤職員と同様に規定しつつも、運用上は差をつけさせない(標準のみの運用とし、上位区分と下位区分についてはつけさせない)制度とするよう求めます。

・評価の方法

評価の実施にあたっては、会計年度任用職員としての業務内容・勤務実態を考慮した評価方法とすることを求めていく必要があります。国家公務員の非常勤職員については、常勤職員よりも簡便な方法による人事評価に基づき、勤勉手当が支給されています。これらも参考に、現場の負担とならないような評価方法について交渉・協議を行ってください。

再度の任用の能力実証

人事評価結果については、再度の任用を行う場合の客観的な能力実証として活用することができます。つまり公募・試験を行わなくても、人事評価結果によって能力の実証が可能であるということです。人事評価を継続雇用の材料として活用できるような運用について、各単組での協議をお願いいたします。

※再度の任用については、自治労情報 2022 第 0222 号の総務省通知「会計年度 任用職員制度の適正な運用等について」もご参照ください。

4. 条例改正にむけて

単組は、勤勉手当の支給を開始できるよう、少なくとも 2023 年 12 月議会までにすべての自治体で確実な条例化をめざします。

条例の作りは自治体によってまちまちですが、今回の改正については、条例の該当箇所に「勤勉手当」を追加するのみの自治体が大半だと思われます。ただし、会計年度任用職員の支給月数を別途定めている場合は、常勤と同月数となるよう定める、もしくはこれを機に、「常勤職員の規定による」旨定めるなどが必要です。その他の賃金・労働条件についても現在の条例・規則の点検を行い、同一

労働同一賃金にむけた処遇改善に取り組みます。

また、改正自治法・改正条例の施行日は2024年4月1日となるため、2023年度の支給月数の増額改定が勤勉手当に振り分けられた場合、会計年度任用職員は増額分を期末手当で支給するよう求めます。

5. 会計年度任用職員の給与改定時期について

1)概要

総務省は5月2日付けで通知「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて」を発出しました。これは、国において給実甲第1064号(一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員に対する給与について)の一部が改正されたことを踏まえたもので、会計年度任用職員の給与改定について、遡及改定も含めて常勤職員に準じた対応とするよう求める内容となっています。

②対象範囲

国では、常勤職員に準じた取扱いとする非常勤職員の範囲について、各府省申し合わせにより「委員、顧問、参与その他これらに類似する職務に従事する非常勤職員」、「特定の時期に一時的(任期が3か月以内)に任用される非常勤職員」や「勤務日数が少ない(出勤すべき日が平均週2日未満相当)非常勤職員」を除く非常勤職員を対象としています。(【別紙2】マニュアル追加Q&A参照)

しかし、これはあくまでも国の非常勤職員に対しての範囲です。会計年度任用職員とは制度内容等も異なることから、各単組において、任期の長さや勤務日数などの実態を踏まえ、常勤と同じ取り扱いとする会計年度任用職員の範囲について協議を行ってください。

③扶養の関係

今年度の勧告は民間春闘の状況を踏まえると、増額改定が予想されます。本部としては、この間の通知等も踏まえて、給与改定にあたっては遡及改定を求めていきます。

しかし、遡及改定によって年収が増えることにより、被扶養配偶者の範囲内で働いている方が、被扶養者から外れてしまうことが想定されます。

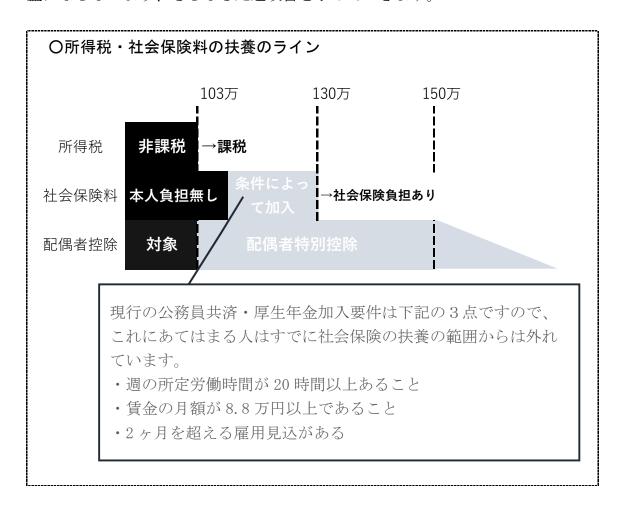
現在の税制・社会保障制度のもとでは、扶養内で収めようとする場合、就業調整を行う必要がでてきます。就業調整を行う場合には、本人の希望を前提とすることを基本とし、当局に対して、働き方の意向調査や、人勧の結果を踏まえ、早めの時期からの就業調整を求めるとともに、就業調整を行う職員がいる職場においては、あらかじめ就業計画を作成し、職場全体でのフォローの体制や次年度以降も見据え、必要に応じた人員配置を求めることとします。

単組は、人事院勧告の結果を踏まえ、改定の方向性が見えた段階で、会計年度

任用職員に対して、改めて、勤勉手当支給も含めた制度内容、給与改定にあたっての課題(扶養から外れるケースがあること等)や処遇改善の必要性の説明を行う中で、組織化を見据えた取り組みを実施します。

現在、税制・社会保障制度が、女性を専業主婦または家計補助的な働き方にと どめる一因や、労働分野における女性活躍の阻害要因になっていますが、短時間 労働者への社会保険の適用拡大による第3号被保険者制度の縮小の流れからも、 将来的には第3号被保険者制度の廃止も含めた働き方に中立な税制・社会保障 制度が検討されていくものと思われます。

単組としては、将来的な制度改正も見据えつつ、扶養のラインを超えても不利 益にならないよう、さらなる処遇改善を求めていきます。



以上

 $\overline{}$

法改正をふまえた組織化の推進

自治労本部 総合組織局佐藤 久美子

\sim

勤勉手当支給に向けての取り組み

-) 総務省への要請行動 (2021年10月29日)
- →総務省へ!現場実態を訴える。
- 自治労組織内国会議員学習交流会(2021年11月16日
- 勤勉手当の必要性を自治労組織内国会議員に訴える。
- 勤勉手当支給実現にむけての署名運動(2022年3月~)
- 掘出。 (552,017筆) 当事者も行動し署名を集める。2022年11月25日
- 法改正実現!スタート集会(2022年4月28日
- ⇒2023年通常国会の法案提出をめざし 国会議員へ要請行動
- 並行して正規職員組合と連携し地方議員への要請行動
- ▶会計年度任用職員に勤勉手当支給を可能とする法改正実現!3・13集会
- ⇒国会議員への要請行動
- (2023年4月13日 衆議院総務委員会傍聴行動
- (2023年4月25日 参議院総務委員会傍聴行動

会計年度任用職員全体の現状

[現状]

- ·組合員数34.963人、組織率5.2%
- 「組織化の対象としていない」⇒6割を占める
- 2003年以降、3万台のまま推移

組合未加入

組合加入「賃金・労働条件の格差明らか」



改めて 組織化の 推進を !

組織化する意義の全体化や再確認が必要

				ļ	(2	(2019年)	ľ	三回	前回調査からの推移	の推移	ľ		(補正値)	-	
								_							
		託・パート職員臨時・非常勤・	組合員数	組織率・%	託・パート職員臨時・非常勤・	組合員数	組織率・%	増減数託・パート職員臨時・非常勤・	組合員の増減数	増減率・%	組織率の増減	増減数託・パート職員臨時・非常勤・	組合員の増減数	増減率・%	組織率の増減
3	Ĥ	数嘱	04.00.0	2	灣			の幅	7	7	1				
± 1 ZOZ	<u>+</u> ·	6///0	34,903	2.2	I	I	I	+29,724	- 1,499	-4.	-O.3				
2019年	9年	647,585	36,462	5.6	I	I	I	+41,355	+874	+2.5	-0.2				
2017年	7年	606,230	35,588	5.9	I	I	I	+34,351	+642	+1.8	-0.2				
2015年	5年	571,879	34,946	6.1	_	_	_	+14,525	-2,758	-7.3	-0.7				
2012年	2年	557,354	37,704	8.9	I	I	I	+75,551	+4,311	+12.9	-0.2				
2009年	9年	481,803	33,393	6.9	I	I	I	+75,741	-3,585	-9.7	-2.2				
自活	自治体労組計	560,276	17,020	3.0	536,221	17,561	3.3	+24,055	-541	-3.1	-0.2				
πμ.	都道府県職	71,351	3,037	4.3	74,401	3,415	4.6	-3,050	-378	-11.1	-0.3	-3,185	-475	-13.5	-0.5
L	市町村職計	483,219	13,633	2.8	456,069	13,803	3.0	+27,150	-170	-1.2	-0.2	+27,285	-73	-0.5	-0.2
	県都·政令市職	125,725	4,218	3.4	119,112	4,177	3.5	+6,613	+41	+1.0	-0.2	+6,748	+138	+3.4	-0.1
	市職	291,721	8,793	3.0	277,072	8,981	3.2	+14,649	-188	-2.1	-0.2				
	町•村職	65,773	622	6.0	59,885	645	1.1	+5,888	-23	-3.6	-0.1				
Inili	事務組合•広域連合労組	90′.5	350	6.1	5,751	343	0.9	-45	+7	+2.0	+0.2				
臨明	臨時·非常勤労組	52,152	8,358	16.0	46,240	9,046	19.6	+5,912	-688	-7.6	-3.5				
公社	公社·事業団労組	15,430	852	5.5	15,903	1,117	7.0	-473	-265	-23.7	-1.5				
社協	社協労組	8,845	487	5.5	8,540	549	6.4	+305	-62	-11.3	-0.9				
国係	国保労組	1,705	38	2.2	1,694	43	2.5	+11	-2	-11.6	-0.3				
中田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	市町村共済労組	510	4	0.8	529	2	0.4	-19	+2	+100.0	+0.4				
丰	書記労•直属支部	48	29	60.4	39	21	53.8	6+	8+	+38.1	+6.6				
年国	全国一般評議会	7,249	2,018	27.8	7,256	2,281	31.4	-7	-263	-11.5	-3.6				
社係	社保労連	14,752	2,583	17.5	13,800	2,178	15.8	+952	+405	+18.6	+1.7				
20	その他民間事業所労組	16,342	3,574	21.9	17,363	3,664	21.1	-1,021	-90	-2.5	+0.8				

「前回調査からの推移」に関しては東京交通労働組合の団体区分の変更も影響している (2019年までは「県都・政令市職」に区分されていたが、2021年は「都道府県職」に修正) 「補正値」は2019年の東京交通労働組合を「都道府県職」とした場合の増減である 無

会計年度任用職員の組織化が進まない理由 (1)

- 新型コロナウイルス感染予防の観点からオルグが実施できない…
- 2) 日常業務の多忙化…
- 3) 人員不足による組合活動の多忙化…
- 4) 正規職員との間に存在する「意識の壁」
- 5) そもそも組合に入らなくても…

会計年度任用職員の組織化が進まない理由(2)

非正規職員しか配置されていない職場がある

職場に組合員がいなければ職場の課題が把握できない

>

非正規職員(当事者)は声をあげることができない

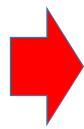


組合員がいない職場だから問題が起きても放置される?

運動の継続・発展のためには 組合員がいない職場を作らないこと

現状把握が最も大事!

主観的で感覚的な要求から



容観的なデータをもとにした要求へ (見える化すること!)

*感覚は入り口としては大事です

問題解決のスアップ

・テーマの選定 (重点項目を絞る)

現状把握

要因分析

、手…、ズロで、ボック(アンケート、調査、通知、法律など)

(安結目標を決める)

方策の策定と実施(要求書を出す)

、書面回答が実際に実施されているか確認、 効果の確認

継続課題や新たな課題の確認) まため

目標值設定

0

県本部・単組における今後の取り組み

2024年度から会計年度任用職員にも勤勉手当を支給できることとなり、

今後は各自治体での条例化が必要となります。すべての単組で

常勤職員と同月数の勤勉手当支給をめざすとともに、条例改正を機に

いまだ残っている不適切な運用をあらため「同一労働・同一賃金」の

実現をしなければなりません。

今回の改正を最大のチャンスととらえて組織拡大をすすめます。

会計年度任用職員の勤勉手当支給実現にむけたスケジュール

6月からの取り組み

- (課題の整理) 自治体組織内議員・協力議員と意見交換の場を設定
- 近隣市の実態把握(比較)

9月からの取り組み

- ・常勤職員と同月数の支給にむけ議会での確実な条例改正
- ・不適切な運用の改正

年間 グヘリキャンペーン 4月 スキルアップ講座 新規採用者 3月 スキルアップ集会 (対面・組織化) 2月 ・条例整備と組織化状況確認 ・未加入者組織拡大 ・仲間づくり強化 ・単組オルグ ・実態把握 1月 12月 法改正をふまえた 会計年度任用職員の 組織化スケジュール とした法改正に 会組合の必要性 ・全単組による要求書提出・交渉の実施・報告 11月 【2023確定闘争の取り組み】 WEBスキルアップ講座〈集金・組織化・共済をテーマ 未加入者も対象 ・動勉手当支給のための条例化 ・条例化⇒点検・支援 ・単組課題の把握 地方三団体要請 最終ステージ(2023年2月~2024年3月) 関わる組合説明 リスト」による点検 ・単組オルグ 会ニュースの発行 10月 9月 ·第97回定期大会 8 田 ・組織内協力議員に向けた議会質問働きかけ 7月 ・当事者との意見交換 ・県本部労働条件・組織 自治労自治体協力議員 →9月・12月議会にむけ 化担当者会議 (仮称) 6 月 現状把握 会議の開催 た提起

15

総行行第191号 総行給第23号 令和5年5月8日

各都道府県知事 各都道府県議会議長 各指定都市市長 各指定都市議会議長 各人事委員会委員長

総 務 大 臣

地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について(通知)

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号。以下「改正法」という。)は、令和5年5月8日に公布され、一部を除き令和6年4月1日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項にご留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮を されるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町 村長及び市町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

また、改正法の施行に伴い、今後、必要な政省令の改正等を行うこととしており、これに係る留意事項については、別途通知する予定です。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、並びに本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 第一 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等に関する事項
 - 一 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化
 - 1 普通地方公共団体の議会は、議事機関として、当該普通地方公共団体の住民 が選挙した議員をもって組織されるものと明確化されたこと。(第89条第1 項関係)

- 2 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びに検査及び調査その他の権限を行使するものと明確化されたこと。(第89条第2項関係)
- 3 2の議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないものと明確化されたこと。(第89条第3項関係)
- 4 本改正は、議会の役割や責任、議員の職務等の重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を規定するものであり、新たな権限や義務を定めるものではないこと。

二 地方議会に係る手続のオンライン化

- 1 政務活動費の交付を受けた会派又は議員による議長に対する当該政務活動費 に係る収入及び支出の状況の報告について、条例で定めるところにより、書面 又は電磁的記録をもって行うものとされたこと。(第100条第15項関係) 本改正により、当該報告を電磁的記録をもって行うことも可能となることか ら、必要に応じて、条例等の改正を行われたいこと。
- 2 会議録が電磁的記録をもって作成されている場合の議長による長に対する会議の結果の報告について、当該電磁的記録を添えるものとされたこと。(第123条第4項関係)
- 3 普通地方公共団体の議会又は議長(4及び7において「議会等」という。)に対して行われる通知のうち第6章(第100条第15項を除く。)の規定において文書その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(4及び7において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関する同章の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとされたこと。(第138条の2第1項関係)

本項の対象としては、第109条第6項及び第7項、第112条第1項及び 第3項並びに第124条が該当すること。

4 議会等が行う通知のうち第6章(第123条第4項を除く。)の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関する同章の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとされたこと。ただし、当該通知のうち第99条の規定によるもの以外のものにあっては、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示をする場合に限るものとされたこと。(第138条の2第2項関係)

本項の対象としては、第99条(国会への意見書の提出に限る。)、第118条第1項及び第6項、第127条第1項及び第3項並びに第137条が該当すること。

本項ただし書きは、デジタル化に対応できない者等がいることを前提に、通知を受ける者がオンラインによる通知に同意することを求めるものであるが、

第99条のうち国会への意見書の提出については、国会に同意を求める必要が ないこととしていること。

- 5 3又は4の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、 当該通知に関する第6章の規定に規定する方法により行われたものとみなして、 当該通知に関する法令の規定を適用するものとされたこと。(第138条の2 第3項関係)
- 6 3又は4の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなすものとされたこと。(第138条の2第4項関係)
- 7 本改正は、議会等に対して行われる通知や議会等が行う通知の規定において 文書等で行うことが求められていたものについて、各議会の判断により、オン ラインにより行うことを可能とするものであることから、従前のとおり、文書 等により手続を行うことを妨げるものではないこと。

例えば、請願書の提出をオンラインにより行うことを可能とした場合であっても、文書等によって請願が行われたときは、従前のとおり、これを受理する必要があること。

第二 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項

地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるパートタイムの会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるものとされたこと。(第203条の2第4項関係)

なお、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げるフルタイムの会計年度任用職員については、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」(平成30年10月18日付総務省自治行政局公務員部長通知「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について」等により通知。以下「マニュアル」という。)において、勤勉手当は支給しないことを基本とすることとしているところであるが、改正法の施行にあわせて今後マニュアルを改訂することを予定していること。

第三 公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに関する事項

- 一 指定公金事務取扱者制度の創設
 - 1 普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務 (以下「公金事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる者とし て政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定するものに、公金事 務を委託することができるものとされたこと。(第243条の2第1項関係)
 - 2 普通地方公共団体の長は、1による委託をしたときは、当該委託を受けた者 (以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称、住所又は事務所の所在地、 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令

で定める事項を告示しなければならないものとされたこと。 (第243条の2 第2項関係)

- 3 指定公金事務取扱者は、1により委託を受けた公金事務の一部について、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託をすることができるものとされたこと。この場合において、あらかじめ、当該委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならないものとされたこと。(第243条の2第5項関係)
- 4 3により公金事務の一部の委託を受けた者は、当該委託をした指定公金事務 取扱者の許諾を得た場合であって、かつ、公金事務を適切かつ確実に遂行する ことができる者として政令で定める者に対してするときに限り、その一部の再 委託をすることができるものとされたこと。この場合において、指定公金事務 取扱者は、あらかじめ、当該再委託について普通地方公共団体の長の承認を受 けなければならないものとされたこと。(第243条の2第6項関係)
- 5 会計管理者は、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に公金事務の状況を検査しなければならないものとし、その結果に基づき、指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができるものとされたほか、監査委員は、会計管理者に対し報告を求めることができるものとされたこと。 (第243条の2第8項から第10項まで関係)
- 6 指定公金事務取扱者は、帳簿を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならないものとし、普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者に対し、報告をさせることができるほか、その職員に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができるものとされたこと。(第243条の2の2関係)
- 7 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者が次に掲げるもののいずれかに該当するときは、1による指定を取り消すことができるものとされたこと。 (第243条の2の3関係)
 - ア 1の政令で定める者に該当しなくなったとき。
 - イ 6に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽 の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
 - ウ 6による報告をせず、又は虚偽の報告等をしたとき。
 - エ 6による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は6による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 8 指定公金事務取扱者に公金事務を委託するに当たっては、3又は4による再 委託に係る指定公金事務取扱者に対する長による承認を適切に行い、公金取扱 上の責任を明確にするとともに、5による会計管理者の定期及び臨時の検査や 監査委員の報告徴収、6による長の立入検査等を適切に行い、公金事務の状況 を十分に確認することによって、その適正性を確保する必要があること。
- 9 5又は6の会計管理者の検査や長の立入検査については、検査の目的や検査

対象、検査場所等を踏まえて、効果的かつ適切な方法で行うことが適当であり、 デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、例えば、オン ライン会議システムを活用することなどにより、遠隔地から行うことも可能で あること。

なお、このことは、地方自治法第231条の2の6第3項の規定による指定納付受託者に対する立入検査、同法第235条の2第1項の規定による現金出納の検査、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条の4第1項の規定による指定金融機関等に対する検査についても同じであること。

- 10 指定公金事務取扱者及び当該者から公金事務の一部の委託を受けた者等において、個人情報の保護に係る適切な措置が講じられるよう、指定公金事務取扱者と締結する契約等において、秘密の保持、個人情報の漏えい防止措置、個人情報の目的外利用の制限等、個人情報の保護のために必要な措置について定めることが適当であること。
- 二 指定公金事務取扱者に対する公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務の 委託
 - 1 普通地方公共団体の長が一の1によりその徴収に関する事務を委託することができる歳入は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとされたこと。(第243条の2の4関係)
 - 2 普通地方公共団体の長が一の1によりその収納に関する事務を委託すること ができる歳入等は、次に掲げるもののいずれにも該当するものとして当該普通 地方公共団体の長が定めるものとされたこと。(第243条の2の5関係)
 - ア 指定公金事務取扱者が収納することにより、その収入の確保及び住民の便 益の増進に寄与すると認められるもの
 - イ その性質上その収納に関する事務を委託することが適当でないものとして 総務省令で定めるもの以外のもの

なお、総務省令で定めるものとしては、国から普通地方公共団体に交付される歳入(地方交付税、国庫支出金等)、普通地方公共団体の会計間の歳入 (繰入金)等を検討していること。

- 3 普通地方公共団体の長が一の1によりその支出に関する事務を委託することができる歳出は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとされたこと。(第243条の2の6関係)
- 4 本改正は、原則として全ての歳入等の収納に関する事務について、長の判断で私人への委託を可能(改正前においては法令で掲げる歳入等のみ可能)とするものであること。

第四 施行期日

改正法は、令和6年4月1日から施行するものとされたこと。ただし、上記第一の一及び下記第五の二に関する規定については公布の日から施行するものとされたこと。(改正法附則第1条関係)

第五 その他(改正法の経過措置に関する事項等)

一 改正前においては地方自治法施行令のほか、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等の個別法の規定を根拠として、収納に関する事務の私人への委託が行われてきたところであるが、本改正によりこれらの個別法の規定については廃止され、改正後においては地方自治法第243条の2の5第1項の規定を根拠として委託が行われるものとされたこと。(改正法附則第4条、第6条、第9条、第13条、第18条及び第19条関係)

また、地方公営企業の業務に係る公金の徴収等の事務及び保険料の徴収の事務 については、改正後の地方自治法第243条の2第1項の規定により指定する者 に委託するものとされたこと。(改正法附則第7条、第8条及び第12条関係)

- 二 普通地方公共団体の長は、令和6年4月1日前においても、指定公金事務取扱 者の指定をすることができるものとされたこと。(改正法附則第2条第2項関係)
- 三 普通地方公共団体の長は、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例により、令和6年4月1日の前日において現に公金の徴収又は収納に関する事務を行わせている者に当該事務を行わせることができるものとされたこと。(改正法附則第2条第3項関係)
- 四 本改正により請願をオンラインにより行うことが可能となったことに伴い、マイナンバーカードの電子証明書の有効性を確認することができる者として、地方公共団体の議会を追加するものとされたこと。(改正法附則第15条関係)

地方自治法の一部を改正する法律の概要

地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、地方議会の役割及び議員の職務の明確化、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等を行う。

1. 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等

- ① 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化
 - ○多様な層の住民の地方議会への参画を促進する観点から、地方 議会の役割や議員の職務等について、法律上明確化する。
- ② 請願書の提出等のオンライン化
 - 〇地方議会に対する住民からの請願書の提出や国会に対する地方 議会からの意見書の提出など地方議会に係る手続(※)について、 一括してオンライン化を可能とする。
 - ※現行法上、住民と議会、議会と国会等の間の手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)の適用対象外。

2. 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

○会計年度任用職員について、国の非常勤職員の取扱いとの均衡の 観点から、勤勉手当の支給を可能とする。

3. 公金事務の私人への委託に関する制度の見直し

- 〇地方公共団体の公金事務の私人への委託に関する制度において、 原則として全ての歳入等の収納事務について、地方公共団体の長の 判断で私人への委託を可能とする(※)。
 - ※現行法上、法令で掲げる歳入等のみ委託が可能
- ○適正な公金取扱いを確保するため、受託者に対する監督、再委託の 場合のルール等に係る規定を整備する。

【施行期日】

1① :公布の日(令和5年5月8日)

1②、2及び3:令和6年4月1日

○ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)	
【公布日又は令和六年四月一日施行】 ————————————————————————————————————	
○ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)(抄)(附則第四条関係)	
【 你 屋 大 母 囚 四 一 口 楓 位 】 —————————————————————————————————	
○ 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)(抄)(附則第五条関係)	
【 你 屁 大 中 囚 四 一 一 困 但 〔 〕 —————————————————————————————————	<u> </u>
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)(抄)(附則第五条関係)	
【 令 程 大 年 四 四 一 一 插 作 】	-6
〇 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)(抄)(附則第六条関係)	
【 作 程 大 年 四 元 一 日 樋 作 】	-2
○ 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)(抄)(附則第七条関係)	
【 你 程 K 中 B 正 口 褐 作 】 —————————————————————————————————	— ²
○ 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)(抄)(附則第八条関係)	
【 你 程 K 件 B 四 工 田 智 位 】 —————————————————————————————————	— _C
○ 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)(抄)(附則第九条関係)	
【 你 程 大 中 目 正 正 相 作 】 —————————————————————————————————	—%
○ 住民基本合帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(抄)(附則第十条関係)	~
【 今 展 大 母 四 元 一 一 國 作 】 — — — — — — — — — — — — — — — — — —	—×
【令和大年四月一日施行】 ————————————————————————————————————	_
○ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)(抄)(附則第十二条関係) 【令和六年四月一日萬行】	—£
【 你 屁 大 中 囚 一 一 工 握 作 】 —————————————————————————————————	₹
○ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)(抄)(附則第十三条関係)	
【 你 程 大 母 囚 工 一 工 楓 位 】 —————————————————————————————————	— ^K
○ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成十四年法律第百一号)(抄)	
(S的) 【令和大年四月一日施行】 ————————————————————————————————————	—%
○ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)(抄)(附則第十五条関係)	
【	-22
〇 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)(抄)(附則第十六条関係)	
【 你 程 K 件 B 正 口 褶 作 】 —————————————————————————————————	− [™]
□ 下口 とという。□ 下口 村の合併の件のた例に関する法律(平成十六年法律第五十九号) (抄) (附別第十七条関係)	
【 你 程 K 中 B 四 工 口 程 作 】 —————————————————————————————————	
○ 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)(抄)(附則第十八条関係)	—6P
【 4 种 大 中 四 中 一 日 種 作 】	
【令和六年四月一日施行】 ○ 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)(抄)(附則第十九条関係) 【令和六年四月一日通行】	45 49

【新旧対照表:勤勉手当部分抜粋】

二条の二第一項第一号に掲げる職	二条の二第一項第一号に掲げる職
④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十	④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十
②・③ (略)	②・③ (略)
第二百三条の二 (略)	第二百三条の二 (略)
第八章 給与その他の給付	第八章 給与その他の給付
第百三十八条の二(略)	第百三十八条の二の二(略)
第一節 通則	第一節 通則
第七章 執行機関	第七章 執行機関
	イルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファ
	④ 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた
	් ව
	のとみなして、この法律その他の当該通知に関する法令の規定を適用す
	ては、当該通知に関するこの章の規定に規定する方法により行われたも
	③ 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知につい
	める方式による表示をする場合に限る。
	が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の総務省令で定

地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

衆議院総務委員会令和五年四月十四日

政 府 は、 本法 施 行に当たり、 次 の事 項につい 7 適 切な措置 を講 じ、 その 運用に万全を期すべきである。

- 技 \mathcal{O} 術的 オンライン化 様な住民 財政的 が地方議会に関わる機 !を可能とした趣旨も踏まえ、 な支援 に ついても検討を行うこと。 (会の拡大及び議会運営の合理化を図るため、 議会におけるデジタル技術を活用した取組に関し、 現行の 議 会の在り方に加え、 必要な助言を行うとともに、 議会に係る手続
- が することについては、 に つ丁寧に検討を進め、 . 開催することができるよう、地方公共団体に対し必要な助言を行うこと。 また、 オンラインによる本会議 確保できるか等の課題について、 多様な人材が 地方議会に参 第三十三次地方制度調査会の答申を踏まえ、 その結果に基づいて必要に応じ所要の措置を講ずること。 /画できる環境を整備することの重要性に鑑み、各議会において、 オンラインによる委員会の開催上の課題等の 議員本人による自由な意思表明に関し、 検証を行 V. オンラインによる委員 国会における対応も参考とし 議場と同 へ の 出 席を可能 様 会を円滑 0 環境
- に 地 ついて、 方議 会の 事 業主の 議員 0 理解を得るための取組を進めるなど、引き続き立候補環境の整備に取り組むこと。 選挙におい て労働者がより立候補しやすくなるよう、 就業規則において立候補休 暇 制 度を設けること等
- 兀 児・介護に携わる者等が議会に参画する上での障壁を除去するため、 \mathcal{O} 政 確化やハラスメント防止 治分野にお ける男女共同 参画の 等の取組が進められるよう、 推進に関する法律や第三十三次地方制度調 必要な助言を行うこと。 各議会におい 査会の答申 て会議規則における育児・介護等 の趣旨等を踏まえ、 女性や若者、育
- 五. 寸 体における検討に資するよう、 規模 市町 村に お 1 て 議員 のなり手不足が深刻であることを踏まえ、 取組事例 の紹介に取り組むとともに、 適正な水準の 適切に地方財政措置を講ずること。 議 員 報酬 の在り方につい て、 各地 方 公共
- 六 に るよう、 一周知するととも 今後も 必要な助言を行うこと。 \Box 減 少 \mathcal{O} 進 各地 行が見込まれ 域にお 1 てい て住民福祉を最大限に追求することに資する議会の ることに鑑み、 本法による地方議会の 役割及び 議 在り方につい 員 \mathcal{O} 職 務等 Ò て活発に議 明 確 化 \mathcal{O} 論 趣 がなされ 旨 [を十分

七 関 とともに、引き続き短時間勤務の会計年度任用職員に係る給付の在り方について検討を進めること。 要となる財源については、その確保に努めること。 調査・検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。その際、 :査・検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。その際、会計年度任用職員を始め非常勤職員の勤務条件に地方公務員の任用、勤務条件並びに福祉及び利益の保護等の適正を確保するため、本法施行後、その施行の状況等について 職務給の原則を踏まえた給与決定や業務に応じた勤務時間の適切な設定について地方公共団体に対し適切に助言する また、 制度改 正 一により必

する検査等が適切に実施されるよう、 公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに当たっては、適正な公金取扱いを確保するため、 地方公共団体に対して必要な助言を行うこと。 指定公金事務取扱者に対

(参 議 院 総 務 委 員 会)令和五年四月二十五日)

政府は、 本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、 その運用に万全を期すべきである。

、多様な人材が参画し住民 求することに資する議会の在り方について活発に議論がなされるよう、必要な助言を行うこと。役割及び議員の職務等の明確化の趣旨を十分に周知するとともに、各地域において住民福祉を最大限 に開かれた地方議会の実現が重要であることを踏まえ、本法による地方議 に追

の在り方に加え、議会に係る手続のオンライン化を可能とした趣旨も踏まえ、議会におけるデジタル技術一、多様な住民が地方議会に関わる機会の拡大並びに議会運営の活性化及び合理化を図るため、現行の議会 を活用した取組 に関し、必要な助言を行うとともに、技術的 ・財政的な支援についても検討を行うこと。

による委員会の開催上の課題等の検証を行い、国会における対応も参考としつつ丁寧に検討を進め、 ンラインによる本会議 による委員会を円滑に開催することができるよう、地方公共団体に対し必要な助言を行うこと。また、 多様な人材が地方議会に参画できる環境を整備することの重要性に鑑み、各議会において、オンライン 果に基づいて必要に応じ所要の措置を講ずること。 員本人による自由な意思表明に関し、議場と同様の環境が確保できるか等の課題について、オンライン への出席を可能とすることについては、第三十三次地方制度調査会の答申を踏まえ、 その

匹 度を設けること等について、 (を設けること等について、事業主の理解を得るための取組を進めるなど、引き続き立候補環境の整地方議会の議員の選挙において労働者がより立候補しやすくなるよう、就業規則において立候補休

取り組むこと。

五. ント え、 備に取り組むこと。また、 に取り組むこと。また、地方議会において会議規則における育児・介護等の取扱いの明確化やハラスメー女性や若者、育児・介護に携わる者等が議会に参画する上での障壁を除去するための社会的な環境整 防止 治分野における男女共同参画の推進に関する法律や第三十三次地方制度調査会の答申の趣旨等を踏 等 \dot{O} 取組が進められるよう、必要な助言を行うこと。こと。また、地方議会において会議規則における育児・ ま

ついて、 政措置を講ずること。 いて、各地方公共団体における検討に資するよう、取組事例の紹介に取り組むとともに、小規模市町村において議員のなり手不足が深刻であることを踏まえ、適正な水準の議員却 議員報酬 適 切に在 在り方に 地 方財

若年層 保 B 歯 期日 止 の政治に対する関心を高めるための教育等の充実・強化を図るとともに、 \otimes 前 のかからない投票率の低下は民主主義の危機であるという立場から、投票率の向上のため、 投票の利便性の向上等あらゆる施策を講ずること。 高齢者等の 移動 手 段の 特に 確

地方公務員 状 沈等に ついて調査を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。(の任用、勤務条件並びに福祉及び利益の保護等の適正を確保するため、 の任用、 本法施行 行 その 施

言を行うこと。 ることを踏まえ、 会計年度任用職員を始めとする非常勤 当該職員 の任用や処遇 元ついて、適切な措置が講じられるよう地方公共団体に対す、職員が地方公共団体の行政運営において重要な役割を果たし 日体に対する助的を果たしてい

始されるよう努めること。 会計年度任用職 員 の勤勉手当の支給について、 また、 制度改正により必要となる財源については、 令和六年度から、全ての地方公共団体において支給が その確保に努めること。 開

期末手当及び勤勉手当の 会計年度任用職員の期末手当・勤勉手当の支給については、 いずれをも支給することが基本であることを地方公共団体に対して周知するこ 国家公務員の非常勤職員との 均 衡から、

十二、会計年度任用職員の勤勉手当の支給について、常勤職員の取扱いとの権衡を踏まえ適切に支給すると ともに、単に財政上の制約のみを理由として、当該手当支給による給与増額分を月例給又は期末手当より 減額することがないよう、 地方公共団体への助言を行うこと。

十三、引き続き、常勤職員の給与との権衡及び国家公務員の非常勤職員の給与との均衡を踏まえ、 任用職員の処遇の改善に努めること。 会計年度

十四、 私人への委託を可能とすることに関して、その効果や実務上生ずる課題等を踏まえ、 化 や公正の確保等公金の取扱いの適正を確保する観点から必要な助言を行うこと。 公金事務の私人への委託について、原則として全ての歳入等の収納事務を地方公共団体の長の 取扱上の責任 判断 . (7) 明 確 で

十五 務取 寸 扱者に対する検査等の適切な実施とともに、納入者のプライバシー保護に万全を期すよう、地方公共地方自治法の趣旨に鑑み、受託者及び再委託者における適正な収納事務を確保するため、指定公金事 の助言を行うこと。 地方公共

右決議する。

総行給第21号 令和5年5月2日

各 都 道 府 県 総 務 部 長 (人事担当課、市町村担当課、区政課扱い) 各 指 定 都 市 総 務 局 長 (人 事 担 当 課 扱 い) 各 人 事 委 員 会 事 務 局 長

総務省自治行政局公務員部 給 与 能 率 推 進 室 長 (公 印 省 略)

常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて

今般、給実甲第1064号(一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員に対する給与について)の一部が改正されましたので、別紙1のとおり送付いたします。

本改正内容を踏まえ、各地方公共団体におかれては、職員の給与に関する条例等の 改正により常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与につい ては、改定された常勤職員の給与の種類その他の改定の内容及び当該会計年度任用職 員の任期、勤務形態等を考慮の上、改定の実施時期を含め、当該常勤職員の給与の改 定に係る取扱いに準じて改定することを基本とするようお願いいたします。

また、平成30年10月18日付総行公第135号・総行給第49号・総行女第17号・総行福第211号・総行安第48号公務員部長通知により発出した「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版)」Ⅲ(Q&A)について、別紙2のとおり改正します。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの 旨周知いただくようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各 市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

給実甲第1313号 令和5年3月22日

人事院事務総長

給実甲第1064号の一部改正について(通知)

給実甲第1064号(一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の非常 勤職員に対する給与について)の一部を下記のとおり改正したので、令和5年4 月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後		改	正	前
1~3 (略)	1~3	(略)		
4 一般職の職員の給与に関する法	(新設)			
<u>律等の改正により常勤職員の給与</u>				
が改定された場合における非常勤				
職員の給与については、改定され				
た常勤職員の給与の種類その他の				

改定の内容及び当該非常勤職員の 任期、勤務形態等を考慮の上当該 常勤職員の給与の改定に係る取扱 いに準じて改定するよう努めるこ と。

- 5 各庁の長は、非常勤職員の給与 に関し、<u>第1項から第3項まで</u>の 規定の趣旨に沿った規程を整備す ること。
- 4 各庁の長は、非常勤職員の給与に関し、<u>前3項</u>の規定の趣旨に沿った規程を整備すること。

以 上

別紙2

【修正】

- 問13-8 常勤職員の給料表に改定があった場合、非常勤職員の給与改定についてはどのような取扱いをすればよいか。また、会計年度任用職員の勤務条件は人事委員会勧告の対象となるのか。
- → 非常勤職員の給与については、常勤職員の給与改定に係る取扱いに 準じて改定することが基本と考えているが、各団体の実情に応じて適 切に判断いただきたい。
- 会計年度任用職員の給与の決定について、人事委員会勧告が必須事項であるとはいえないが、各人事委員会において必要に応じ、給与をはじめとする会計年度任用職員の勤務条件に係る人事委員会勧告を行うことは否定されない。

【新規】

- 問13-9① 常勤職員の給料表に改定があった場合、非常勤職員の 給与改定についてはどのような取扱いをすればよいか。
- 常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与の取扱いについては、改定された常勤職員の給与の種類その他の改定の内容及び当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮の上、給与改定の実施時期を含め、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じた改定を基本としていただきたい。
- なお、給与改定の実施時期を常勤職員に準じることとする会計年度 任用職員の範囲については、国の取扱いを参考にしつつ、各地方公共 団体の実情を踏まえ、適切に設定していただきたい。
 - ※ 国家公務員の非常勤職員の給与に係る取扱いについては、「一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員に対する給与について」(給実甲第1064号平成20年8月26日人事院事務総長通知)を踏まえた、各府省等間の当面の運用に係る申合せ(国家公務員の非常勤職員の給与に係る当面の取扱いについて(平成29年5月24日人事管理運営協議会幹事会申合せ(令和5年3月22日最終改正、同年4月1日適用)))において、「非常勤職員の給与については、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とする。」とされており、同申合せは「委員、顧問、参与その他こ

れらに類似する職務に従事する非常勤職員」、「特定の時期に一時的(任期が3か月以内) に任用される非常勤職員」や「勤務日数が少ない(出勤すべき日が平均週2日未満相当) 非常勤職員」を除く非常勤職員を対象としている。

【新規】

- 問13-9② 年度途中で給与改定により給料・報酬等が変更する可能性があることを踏まえ、任用時の勤務条件通知をどのように行えば良いか。また、給与改定時に、改めて勤務条件通知を行う必要があるか。
- 労働基準法第 15 条第 1 項の規定に基づき、使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件の明示が必要とされており、この場合において、賃金(退職手当及び臨時に支払われる賃金、賞与その他これらに準ずる賃金を除く。)の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項等については、書面の交付により行わなければならないこととされている。この規定については、地方公共団体に対しても適用されており、会計年度任用職員の任用手続の際には、勤務条件の明示や書面で示すべき事項の明示について、適切に対応が必要である。
- この際、常勤職員の給与改定を踏まえ、年度途中で給料・報酬等の 増額改定又は減額改定があり得ることについても、労働基準法所定の 明示事項ではないが、あわせて明示することが望ましい。
- また、書面において給料・報酬を給料表上の号給ではなく具体的な額で示している場合には、給与改定によって当該額が変更されることから、改めて給料・報酬の額を明示することが望ましい。

【新規】

- 問13-9③ 増額改定の場合に、退職者への遡及改定の事務が困難であることや、仮に減額改定の場合、退職者の減額ができず在職者との間に不均衡が生じることを考慮し、遡及改定の対象者を国の取扱いと異なるものとしてよいか。
- 各地方公共団体の実情を踏まえ、適切に設定していただきたい。

【問繰下げ】

問13-10 ごく短期間の繁忙期において単純作業に従事させる ために任用するような会計年度任用職員についても、職務経験等を 考慮して給与を決定する必要があるのか。

(略)

【問繰下げ】

問13-11 自団体においては、55歳以上の常勤職員について、 昇給停止の取扱いとしているところであるが、会計年度任用職員に ついても同様の取扱いを行うべきか。

(略)

【問繰下げ】

問 $13-\underline{12}$ 4月の法施行に当たって、会計年度任用職員の給与は どのような水準とすべきか。

(略)

2023春闘 自治体単組取り組み結果【整備状況部分】再点検報告書(全国計)

2023年6月6日現在 31県本部

東本都加盟の単組数(自分体表ではありません) ⇒ 38 66 516 450 85 1155 2023季制取り組み結果【整備状況部分】再点検項目						20-07	10口現任	0 1 M(1 1 H)
2023季間取り組み转果【整備状況部分】再点検項目 5. 会計年度任用職員制度の整備状況について ※複数回答可 (1) 常勤職員と同じ初れ結基準を使用している		府県	政令市	特別区		組合広域連合	合 計	全単組比
(1) 常動職員と同じ初任給基準を使用している (2) 前腰機算(学歴、免許、機務経験等) は常動職員と同じ考え方に基づき 14 17 135 165 12 343 22 1747われている 16 14 96 190 13 329 22 22 23 24 61 15 25 22 24 25 25 25 25 2	県本部加盟の単組数(自治体数ではありません) ⇒	38	66	516	450		1155	
(1) 常勤職員と同じ初任給基準を使用している (2) 前暦機算(学歴、免許、職務経験等)は常勤職員と同じ考え方に基づき 16 14 96 190 13 329 2: 行われている 11 20 115 99 14 259 2: (4) 昇給の最高号給に上限がない 0 0 25 32 4 61 3: (5) 再降企について需勤職員の別末手当と同様(もしくはそれ以上)の月数 27 37 292 288 33 677 5: (6) 有給の粉気休暇(私傷病)がある 12 29 138 102 17 298 2: (7) 再度の任用回数に上限がない 9 10 158 183 22 382 3: つきなです。 7 3 3 2 4 6 1 3: (7) 再度の信用可数に上限がない (4) 再度の開発が関係の関係を関係である 12 29 138 102 17 298 2: (7) 再度の信用可数に上限がない (4) 素が動力を関係では、多数を対力に対して (米労基法別募第1に該当しない事項素の官公署においては、36協定に準ずる文書の締結、改定せている (4) 発酵・物料のの部で医に締結、改定している (4) 発酵・物料のの部で医に締結、改定している (4) 表別募集 1 2 2 9 91 114 37 283 2 (2) 締結義務務職場のすべてで既に締結、改定している 4 5 83 40 0 132 1 (4) すべての職場で締結していない 0 4 52 103 11 170 1. (4) すべての職場で締結していない 0 4 52 103 11 170 1. (4) すべての職場で締結していない 1 2 2 9 91 114 37 283 2 (2) 運用事項に関する協議状況について ※いずれか 1 つを回答 (4) 東田事項に関する協議状況について ※いずれか 1 つを回答 (4) 薬用事項に関する協議(決者)済 13 22 129 67 11 242 2 (2) 運用事項に可いて、既に協議(決者)済 13 22 129 67 11 242 2 (2) 運用事項の一部は協議(決者)済だが、一部の事項については現在も協 16 29 139 112 8 304 2 (4) 条例改正はしているが、一度も協議していない 1 2 21 106 10 140 1: (5) まだ条例改正しているい	2023春闘取り組み結果【整備状況部分】再点検項目							
(2) 前歴豫章 (学歴、免許、職務経験等) は常勤職員と同じ考え方に基づき 16 14 96 190 13 329 22 (7) 非然 (10 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	5. 会計年度任用職員制度の整備状況について ※複数回答可							
(3) 昇給(職務経験) は常勤職員と同じ基準(号給)で行われている 11 20 115 99 14 259 2: (4) 昇給の最高号給に上限がない 0 0 25 32 4 61 3: (5) 一時金について常勤職員の期末手当と同様(もしくはそれ以上)の月数 27 37 292 288 33 677 5: 交給となっていて常勤職員の期末手当と同様(もしくはそれ以上)の月数 27 37 292 288 33 677 5: (6) 有給の病気休暇(私傷病)がある 12 29 138 102 17 298 2: (7) 再度の任用回数に上限がない。 9 10 158 183 22 382 3: 3を考でで、場づき高味質で発売がなく、場づき高味質で発売で、仕用回数にも比較がないと、 9 10 158 183 22 382 3: 27 3: (8) 強定の締結、改定状況について (次労基法別義第1に設当しない非現業の官公署においては、36協定に準する文章の締結、改定状況 (1) 既にすべての職場で36協定またはそれに準する文章を締結、改定してい 12 29 91 114 37 283 2: (2) 締結義務職場のすべてで既に締結、改定している (非現業の官公署では、準する文書を一部で締結、または、すべて未締結) 19 21 196 102 19 357 3: (3) 締結義務職場の一部で既に締結、改定している 4 5 83 40 0 132 1 (4) すべての職場で締結していない 0 4 52 103 11 170 1. (4) すべての職場で締結していない 0 4 52 103 11 170 1. (4) すべての職場で締結していない 1 2 21 29 67 11 242 2 (2) 運用事項について、既に協議(決着)済 13 22 129 67 11 242 2 (2) 運用事項について、既に協議(決着)済 13 22 129 67 11 242 2 (2) 運用事項の一部は協議(決着)済 12 2 11 06 10 140 1: (5) まだ条例改正していない 1 2 21 106 10 140 1: 大(1) 既に協議(決着)済と回答した単組は、下配のうち勝ち取ったものを回答してください、※複数回答可 (1) 中長期的な人員構成のシミュレーションを踏まえた、計画的な新規採用と 8 8 77 29 4 126 5: 実務量に応じた適切な人員確保 (2) 高齢層職員の早給維持 0 1 18 10 2 31 1: (3) 高齢層職員の早給維持 0 1 18 10 2 31 1: (3) 高齢層職員の早給維持 0 1 18 10 2 31 1: (4) 再任用職員の追喚時の職務での任用・級の格付け 0 5 18 4 1 28 1:	(1) 常勤職員と同じ初任給基準を使用している	14	17	135	165	12	343	29. 7%
(4) 昇給の最高号給に上限がない (5) 一時金について常勤職員の期末手当と同様(もしくはそれ以上)の月数 27 37 292 288 33 677 55 55 55 25 27 37 292 288 33 677 55 55 55 25 27 37 292 288 33 677 55 55 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25		16	14	96	190	13	329	28. 5%
(5) 一時金について常動職員の期末手当と同様(もしくはそれ以上)の月数 27 37 292 288 33 677 55 282 なっている (6) 有給の病気休暇(私傷病)がある 12 29 138 102 17 298 21 27 37 292 288 33 677 55 282 なっている (6) 有給の病気休暇(私傷病)がある 12 29 138 102 17 298 21 22 28 28 28 28 28 28 28 28 28 28 28 28	(3) 昇給(職務経験) は常勤職員と同じ基準(号給)で行われている	11	20	115	99	14	259	22. 4%
大会院となっている	(4) 昇給の最高号給に上限がない	0	0	25	32	4	61	5. 3%
(7) 再度の任用回数に上限がない		27	37	292	288	33	677	58. 6%
# 新陳の任用時に試験がなく、通常の動務実績で繰り返しの任用が可能で、任用回数にも上限がないとい 9 10 158 183 22 382 3.5 金銭セマセ	(6) 有給の病気休暇 (私傷病) がある	12	29	138	102	17	298	25. 8%
(※労基法別表第1に該当しない非現業の盲公署においては、36協定に準ずる文書の締結、改定状況) (1) 既にすべての職場で36協定またはそれに準ずる文書を締結、改定してい 12 29 91 114 37 283 2. (2) 締結義務職場のすべてで既に締結、改定している (非現業の官公署では、準する文書を一部で締結、または、すべて未締結) 19 21 196 102 19 357 31 (3) 締結義務職場の一部で既に締結、改定している 4 5 83 40 0 132 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	※再度の任用時に試験がなく、通常の勤務実績で繰り返しの任用が可能で、任用回数にも上限がないとい	9	10	158	183	22	382	33. 1%
3 (2) 締結義務職場のすべてで既に締結、改定している (非現業の官公署では、準する文書を一部で締結、または、すべて未締結) 19 21 196 102 19 357 31 (3) 締結義務職場の一部で既に締結、改定している 4 5 83 40 0 132 11 (4) すべての職場で締結していない 0 4 52 103 11 170 1. 10. 定年引き上げの運用事項に関する協議状況について ※いずれか1つを回答 (1) 運用事項について、既に協議(決着)済 13 22 129 67 11 242 2 (2) 運用事項について、現在協議中 4 6 115 103 29 257 2. (3) 運用事項の一部は協議(決着)済だが、一部の事項については現在も協 16 29 139 112 8 304 20 (4) 条例改正はしているが、一度も協議していない 1 2 21 106 10 140 1: (5) まだ条例改正していない 0 0 4 7 11 ★ (1) 既に協議(決着)済と回答した単組は、下記のうち勝ち取ったものを回答してください。 ※複数回答可 (1) 中長期的な人員構成のシミュレーションを踏まえた、計画的な新規採用と 8 8 77 29 4 126 55 (2) 高齢層職員の昇給維持 0 1 18 10 2 31 11 (3) 高齢者部分体業制度の新設・拡充 2 5 40 16 3 66 2 (4) 再任用職員の退職時の職務での任用・級の格付け 0 5 18 4 1 28 1								
(2) 締結義務職場のすべてで既に締結、改定している (非現業の官公署では、準ずる文書を一部で締結、または、すべて未締結) 19 21 196 102 19 357 31 (3) 締結義務職場の一部で既に締結、改定している 4 5 83 40 0 132 1 (4) すべての職場で締結していない 0 4 52 103 11 170 1. 10. 定年引き上げの運用事項に関する協議状況について ※いずれか1つを回答 (1) 運用事項について、既に協議(決着)済 13 22 129 67 11 242 2 (2) 運用事項の一部は協議(決着)済だが、一部の事項については現在も協 16 29 139 112 8 304 22 (3) 運用事項の一部は協議(決着)済だが、一部の事項については現在も協 16 29 139 112 8 304 22 (4) 条例改正はしているが、一度も協議していない 1 2 21 106 10 140 13 (5) まだ条例改正していない 0 0 0 4 7 11 1 ★ (1) 既に協議(決着)済と回答した単組は、下配のうち勝ち取ったものを回答してください。 ※複数回答可 (1) 中長期的な人員構成のシミュレーションを踏まえた、計画的な新規採用と 8 8 77 29 4 126 55 (2) 高齢層職員の昇給維持 0 1 18 10 2 31 13 (3) 高齢者部分休業制度の新設・拡充 2 5 40 16 3 66 2 14 16 16 3 66 2 16 16 16 16 17 17 18 17 18 17 18 17 18 17 18 18 19 2 31 13 13 16 18 18 19 2 31 13 15 18 18 19 2 31 13 15 18 18 19 2 31 13 15 18 18 19 2 31 15 18 19 18 18 19		12	29	91	114	37	283	24. 5%
(3) 締結義務職場の一部で既に締結、改定している 4 5 83 40 0 132 1 (4) すべての職場で締結していない 0 4 52 103 11 170 1. 10. 定年引き上げの運用事項に関する協議状況について ※いずれか1つを回答 (1) 運用事項について、既に協議(決着)済 13 22 129 67 11 242 2 (2) 運用事項について、現在協議中 4 6 115 103 29 257 22 (3) 運用事項の一部は協議(決着)済だが、一部の事項については現在も協 16 29 139 112 8 304 22 (4)条例改正はしているが、一度も協議していない 1 2 21 106 10 140 13 (5)まだ条例改正していない 0 0 4 7 11 ★ (1) 既に協議(決着)済と回答した単組は、下記のうち勝ち取ったものを回答してください。 ※複数回答可 (1) 中長期的な人員構成のシミュレーションを踏まえた、計画的な新規採用と 8 8 77 29 4 126 55 (2) 高齢層職員の昇給維持 0 1 18 10 2 31 13 (3)高齢者部分休業制度の新設・拡充 2 5 40 16 3 66 2 (4)再任用職員の退職時の職務での任用・級の格付け 0 5 18 4 1 28 1	(2) 締結義務職場のすべてで既に締結、改定している	19	21	196	102	19	357	30. 9%
10. 定年引き上げの運用事項に関する協議状況について ※いずれか1つを回答 (1) 運用事項について、既に協議(決着)済 13 22 129 67 11 242 2 (2) 運用事項について、現在協議中 4 6 115 103 29 257 22 (3) 運用事項の一部は協議(決着)済だが、一部の事項については現在も協 16 29 139 112 8 304 26 (4)条例改正はしているが、一度も協議していない 1 2 21 106 10 140 13 (5)まだ条例改正していない 0 0 4 7 11 ★ (1) 既に協議(決着)済と回答した単組は、下記のうち勝ち取ったものを回答してください。 ※複数回答可 (1) 中長期的な人員構成のシミュレーションを踏まえた、計画的な新規採用と 8 8 77 29 4 126 53 (2)高齢層職員の昇給維持 0 1 18 10 2 31 13 (3)高齢者部分休業制度の新設・拡充 2 5 40 16 3 66 22 (4)再任用職員の退職時の職務での任用・級の格付け 0 5 18 4 1 28 1		4	5	83	40	0	132	11. 4%
(1) 運用事項について、既に協議(決着)済 13 22 129 67 11 242 2 (2) 運用事項について、現在協議中 4 6 115 103 29 257 22 (3) 運用事項の一部は協議(決着)済だが、一部の事項については現在も協 16 29 139 112 8 304 26 (4)条例改正はしているが、一度も協議していない 1 2 21 106 10 140 13 (5)まだ条例改正していない 0 0 4 7 11 ★ (1)既に協議(決着)済と回答した単組は、下配のうち勝ち取ったものを回答してください。 ※複数回答可 (1)中長期的な人員構成のシミュレーションを踏まえた、計画的な新規採用と 8 8 77 29 4 126 53 (2)高齢層職員の昇給維持 0 1 18 10 2 31 13 (3)高齢者部分休業制度の新設・拡充 2 5 40 16 3 66 22 (4)再任用職員の退職時の職務での任用・級の格付け 0 5 18 4 1 28 1	(4) すべての職場で締結していない	0	4	52	103	11	170	14. 7%
(2) 運用事項について、現在協議中 4 6 115 103 29 257 2: (3) 運用事項の一部は協議(決着)済だが、一部の事項については現在も協 16 29 139 112 8 304 2: (4)条例改正はしているが、一度も協議していない 1 2 21 106 10 140 1: (5)まだ条例改正していない 0 0 0 4 7 11 ★ (1)既に協議(決着)済と回答した単組は、下記のうち勝ち取ったものを回答してください。 ※複数回答可 (1)中長期的な人員構成のシミュレーションを踏まえた、計画的な新規採用と 8 8 77 29 4 126 5: (2)高齢層職員の昇給維持 0 1 18 10 2 31 1: (3)高齢者部分休業制度の新設・拡充 2 5 40 16 3 66 2: (4)再任用職員の退職時の職務での任用・級の格付け 0 5 18 4 1 28 1:	 定年引き上げの運用事項に関する協議状況について ※いずれか1つを回 	答						
(3) 運用事項の一部は協議(決着)済だが、一部の事項については現在も協 16 29 139 112 8 304 20 (4)条例改正はしているが、一度も協議していない 1 2 21 106 10 140 13 (5)まだ条例改正していない 0 0 0 4 7 11 ★ (1)既に協議(決着)済と回答した単組は、下記のうち勝ち取ったものを回答してください。 ※複数回答可 (1)中長期的な人員構成のシミュレーションを踏まえた、計画的な新規採用と 8 8 77 29 4 126 55 (2)高齢層職員の昇給維持 0 1 18 10 2 31 13 (3)高齢者部分休業制度の新設・拡充 2 5 40 16 3 66 2 (4)再任用職員の退職時の職務での任用・級の格付け 0 5 18 4 1 28 1	(1) 運用事項について、既に協議(決着)済	13	22	129	67	11	242	21. 0%
議中 (4)条例改正はしているが、一度も協議していない 1 2 21 106 10 140 11 (5)まだ条例改正していない 0 0 0 4 7 11 ★ (1) 既に協議(決着)済と回答した単組は、下記のうち勝ち取ったものを回答してください。 ※複数回答可 (1)中長期的な人員構成のシミュレーションを踏まえた、計画的な新規採用と 8 8 77 29 4 126 55 (2)高齢層職員の昇給維持 0 1 18 10 2 31 11 (3)高齢者部分休業制度の新設・拡充 2 5 40 16 3 66 2 (4)再任用職員の退職時の職務での任用・級の格付け 0 5 18 4 1 28 1	(2) 運用事項について、現在協議中	4	6	115	103	29	257	22. 3%
(4) 条例改正はしているが、一度も協議していない 1 2 21 106 10 140 12 (5) まだ条例改正していない 0 0 0 4 7 11 11 ★ (1) 既に協議(決着)済と回答した単組は、下記のうち勝ち取ったものを回答してください。 ※複数回答可 (1) 中長期的な人員構成のシミュレーションを踏まえた、計画的な新規採用と業務量に応じた適切な人員確保 8 8 77 29 4 126 55 (2) 高齢層職員の昇給維持 0 1 18 10 2 31 13 (3) 高齢者部分休業制度の新設・拡充 2 5 40 16 3 66 22 (4) 再任用職員の退職時の職務での任用・級の格付け 0 5 18 4 1 28 1		16	29	139	112	8	304	26. 3%
★ (1) 既に協議(決着) 済と回答した単組は、下記のうち勝ち取ったものを回答してください。 ※複数回答可 (1) 中長期的な人員構成のシミュレーションを踏まえた、計画的な新規採用と 業務量に応じた適切な人員確保 8 8 77 29 4 126 55 (2) 高齢層職員の昇給維持 0 1 18 10 2 31 13 (3) 高齢者部分休業制度の新設・拡充 2 5 40 16 3 66 22 (4) 再任用職員の退職時の職務での任用・級の格付け 0 5 18 4 1 28 1		1	2	21	106	10	140	12. 1%
(1) 中長期的な人員構成のシミュレーションを踏まえた、計画的な新規採用と 8 8 77 29 4 126 55 (2) 高齢層職員の昇給維持 0 1 18 10 2 31 13 (3) 高齢者部分休業制度の新設・拡充 2 5 40 16 3 66 2 (4) 再任用職員の退職時の職務での任用・級の格付け 0 5 18 4 1 28 1	(5) まだ条例改正していない	0	0	0	4	7	11	1.0%
業務量に応じた適切な人員確保 8 8 7 29 4 126 5 (2) 高齢層職員の昇給維持 0 1 18 10 2 31 1 (3) 高齢者部分休業制度の新設・拡充 2 5 40 16 3 66 2 (4) 再任用職員の退職時の職務での任用・級の格付け 0 5 18 4 1 28 1	★ <u>(1) 既に協議(決着)済と回答した単組は</u> 、下記のうち勝ち取ったものを	回答し	てくた	さい。	※ ₩	数回答	柯	
(3) 高齢者部分休業制度の新設・拡充 2 5 40 16 3 66 2 (4) 再任用職員の退職時の職務での任用・級の格付け 0 5 18 4 1 28 1		8	8	77	29	4	126	52. 1%
(4) 再任用職員の退職時の職務での任用・級の格付け 0 5 18 4 1 28 1	(2) 高齢層職員の昇給維持	0	1	18	10	2	31	12. 8%
	(3) 高齢者部分休業制度の新設・拡充	2	5	40	16	3	66	27. 3%
12. セクハラやパワハラなど法律上の措置義務のあるハラスメントの防止にむけた対策の事備状況について	(4) 再任用職員の退職時の職務での任用・級の格付け	0	5	18	4	1	28	11. 6%
※複数回答可		けた対	策の事	備状況	につし	いて		
(1) 既に職場でハラスメントの実態調査が行われている 7 11 80 25 5 128 1	(1) 既に職場でハラスメントの実態調査が行われている	7	11	80	25	5	128	11. 1%
(2) 既に「ガイドライン」や「要綱」が策定されている 28 46 313 181 25 593 5	(2) 既に「ガイドライン」や「要綱」が策定されている	28	46	313	181	25	593	51. 3%
(3) 既に相談窓口が設置されている 29 48 384 231 41 733 63	(3) 既に相談窓口が設置されている	29	48	384	231	41	733	63. 5%
(4) 既に管理職および職員に対し、ハラスメントに関する研修・講習等が実 31 47 345 218 34 675 56 施されている		31	47	345	218	34	675	58. 4%
(5) 何も実施されていない 0 3 4 29 14 50	(5) 何も実施されていない	0	3	4	29	14	50	4. 3%

2023春闘 自治体単組取り組み結果【整備状況部分】再点検報告書(県本部別)

2023年6月6日現在 31県本部

																		2023年6	月0日ま	兄仕 31	宗本部
\							5. 会計	計年度(任用職	員制度の	の整備	状況に	ついて								
1																					
													※ ネ	复数回答	答可						
		県本	部加	盟単	組数		(1)常勤	動職員と	上同じ初]任給基	進を	(2)前原	陸換 算(学歴、	免許. 🖪	哉務経	(3)昇網	合(職務	経験)	ま常勤	職員と
\perp								ている		/III (III III III III III III III III II	, - C	験等)	は常勤	職員と	司じ考え	方に	同じ基	準(号			
1\												歩づさ	行われ	んいる							
1 \																					
1 \																					
1 \	都道	県都 政令	都市 特別	町村	事務 組合	計	都道	県都	都市	町村	事務 組合	都道	県都	都市	町村	事務 組合	都道	県都	都市	町村	事務 組合
1 \	府県	市	区 [区	MJ TT	広域 連合	п	府県	政令市	特別区	H) 173	広域 連合	府県	政令市	特別区	MJ TT	広域 連合	府県	政令市	特別区	m) Tr	広域 連合
全国計	38	66	516	450	85	1155	14	17	135	165	12	16	14	96	190	13	11	20	115	99	14
北海道	2	4	41	127	4	178	1	0	31	89	0	1	3	36	122	0	1			17	0
青森						0															
岩手						0															
宮城	1	4	13	7	5	30	0		0	4	3	1	2	4	2	2	0	1	6	1	0
秋田山形	1	1	15 13	7 23	3	26 41	1	0	10	0	0	1	1	5 4	3 10	2	1	1	9	4 8	1
福島	1	0	11	40	8	60	0		10	7	1	0	0	0	11	1	0	0	1	3	0
新潟	1	1	19	7	3	31	1	1	3	0	0	0	1	3	1	0	0	1	1	0	0
群馬	2	0	11	14	0	27	2	0	3	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	3	0
栃木	2	1	11	9	0	23	0		2	1	0	0	0	0	2	0	0	0		0	0
茨城	1	1	24	8	2	36	1	0	1	1	0	1	0		1	0	0	0	0	-	0
埼 玉 京	3	2	16 36	11	3	31 45	0	0	3 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 0	1 0	0
千葉	3		30		- 0	0	U	0	0	0	U	U	0	0	U	0	-	0	0		U
神奈川	2	7	13	7	2	31	1	3	3	2	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	0
山梨						0															
長 野						0															
富山	1	2	11	5	4	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
石 福 井	2	1	8	0	1	12	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
静岡	0	2	12	8	2	24	0		1	1	0	0	0	3	1	0	0	0	0	2	0
愛知						0															
岐阜	0	1	13	2	1	17	0	0	2	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	1	0
三重	1	2	14	13	4	34	0		0	2	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	1
滋賀	2	2	22	4	3	33	1	1	17	2	0	0			0	0	1	1	16	2	0
京都 奈良	1	4	10	4	1	20	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
和歌						0															
大 阪	1	3	31	9	2	46	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
兵 庫	1	3	49	15	7	75	0	0	8	2	0	0	0	0	1	0	0	0	8	2	0
岡山						0															
広 島 取						0															
島根	1	1	7	11	4	24	1	1	7	11	4	1	1	7	11	4	0	1	7	11	4
山口	1		13	6	0	21	1			0					0	0			2		0
香川	1		7	9	2	20	0			0					0	0			6		2
徳島						0															
愛媛			_			0															
高 福 岡	1	3 6	6 28	7 26	4 6	21 67	0		10	7				7	6	0			7	6 5	1
福 岡 佐 賀	1	1	10	9	3	24	1		2	3	0				1	0	1		4	1	0
長崎				Ť	J	0	<u> </u>			3		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>		<u>'</u>	
大 分	1	2	15	3	0	21	1	2	15	3	0	1	2	15	3	0	1	2	14	3	0
宮崎	1		8	14	0	24	1			8					0	0			8		0
能	1	2	10	23	9	45	0		1	6		0			6	2	1		1	6	2
鳥	1	4	19	21	0	45 0	1	1	1	3	0	1	1	0	2	0	0	1	4	4	0
沖縄						U															

$ \cdot \rangle$	(4)昇約	合の最高	高号給(こ上限が	がない		寺金にて				(6)有絹 る	合の病気	気休暇(私傷病	うがあ	(7)再原	度の任月 医の任用	用回数に	こ上限が	がない cく 通
$ \cdot $							支給と			у Т)	<i>•</i>					常の勤 が可能	務実網で、任 う意味・	『で繰り 用回数	返しの [・]	任用
\setminus	都道府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組広連	都道 府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組広連合	都道 府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組成域合	都道 府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組広域 連合
全国計	0	0		32	4	27		292	288	33	12	29	138	102	17	9		158	183	22
青森	0	0	2	15	0	0	1	31	105	0	1	0	17	38	0	0	0	10	66	0
岩手																				
宮城	0	0		0	0	0		7	2	4		4	5	3	1	0		6	3	1
秋田	0	0	7	10	0	1	1	15 2	7	1	1	1 0	6 5	1	1	0		5 9	10	2
山 福 島	0	0	0	10	0		0	4	10 20	0		0	2	10		0	0	6	18 14	4
新潟	0	0		0	0		1	4	3	0		1	1	0	0	0	0	8	3	1
群馬	0	0	0	0	0	1	0	3	4	0		0	1	4	0	2	0	4	8	0
<mark>栃 木</mark> 茨 城	0	0	0	0	0	0	1	4 0	5 0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
办 场 玉	0	0	_	2	0		_	14	10	0		0	6	1	0	0	_	10	8	0
東京	0	0	0	0	0	3	2	36	1	3	0	0	2	0	0	0	0	12	0	1
千葉神奈																				
山 山 梨	0	0	1	0	0	1	3	7	2	0	2	3	4	1	1	1	0	2	1	0
日 長 野																				
富山	0	0	0	0	0	1	2	3	2	0	0	0	4	3	0	1	2	6	2	0
石 川																				
静岡	0	0	1	0	0	0	1	5 8	0	1	0	0	0 4	3	0	0	0	6	0	0
愛知	-	0		- 0	0		'	- 0				'		- 3		0	0	- 0		0
岐阜	0	0	1	0	0	0	0	4	1	0	0	1	4	1	0	0	1	9	0	0
三重	0	0	0	0	0		0	3	3	1	0	0	5	1	1	1	0	3	8	2
滋 京 都	0	0	0	0	0	1	0	19 4	3	0		2	6 3	0	0	0	0	0	0	1
奈 良		Ū	·	·	•				·						-				·	
和 歌																				
大阪	0	0		0	0			5	0	0		0	4	0				7	0	0
兵 岡 山	0	0	4	0	1	1	2	32	7	3	0	0	22	4	3	0	0	14	4	1
広 島																				
鳥取																				
島根	0	0		2	0			7	11	4		1	2	4	2			4	9	2
山 香 川	0	0		0	0			5 7	9	2		0	6	2	1	0		0	0	0
音 徳 島		3	- 3	- 3	0	<u> </u>	<u> </u>		3		<u> </u>	<u>'</u>	- 3		- '			- 3	3	
愛媛																				
高知	0	0		0	0			5	6	2		3		0		1		0	1	1
福 佐 賀	0	0		1	0			17 9	19 9	5 1		4 0	14	8	3			12	13 5	1
E 崎		3	3	<u>'</u>	0	<u> </u>	<u> </u>	3	3	'			<u> </u>	3	3		 		3	
大 分	0	0	0	0	0			11	2	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0		0	0			8	14	0		0		2	0			3	5	0
熊本 歴史	0	0		0	1	1	0	10	8 20	3		1 4	1 4	7	0		0	2 8	6	4 0
<u>鳥</u> 沖 縄	U	U	U	U	U	<u> </u>	U	10	20	U	0	4	4		U		0	ď	3	U

36協定の締結、改定状況について (※労基法別表第1に該当しない非現業の官公署においては、36協定に準ずる文書の締結、改定状況) ※いずれか1つを回答 (1)既にすべての職場で36協定ま (2)締結義務職場のすべてで既に (3)締結義務職場の一部で既に締 (4)すべての職場で締結していなたはそれに準ずる文書を締結、改 締結、改定している(非現業の官 結、改定している 公署では、準ずる文書を一部で締結、または、すべて未締結) 定している 事務 事務 県都 都市 組合 県都 町村 町村 町村 町村 府県 府県 政令市 特別区 広域 政令市 特別区 広域 府県 政令市 特別区 広域 府県 政令市 特別区 広域 連合 連合 連合 ш 福 群 城 玉 葉 ili 型 里 n n -11 - 11 嬉 # 田 n O 阜 O 賀 都 良 ß O 庫 п É Βı 根 c É 媛 出 賀 峼 峼

\	10. 定4	丰引き.	上げの)	運用事 :	項に関	する協調	義状況(こついて	C											
\setminus									*\t\	ずれか	い1つを	回答								
	(1)運用 (決着)		こついて	5、既に	協議	(2)運序中	用事項	こついて	€、現在	協議		、一部	の一部(の事項						るが、	一度も
	都道 府県	県都 政令市		町村	事務 組成域 連合	都道 府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組合 広域 連合	都道 府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組広域 連合	都道 府県	県都 政令市		町村	事務 組広域 連合
全国計	13	22	129	67	11	4	6	115	103	29	16	29	139	112	8	1	2	21	106	10
北 道	0	0	0	0	0	0	0	2	13	1	2	4	29	61	0	0	0	9	53	1
青森																				<u> </u>
岩 宮 城	0	1	5	2	1	0	1	3	2	3	1	2	3	0	0	0	0	2	3	1
宮 城 秋田	0	0	4	0	-		0	11	7	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
山 形	0	0		0			1	13	23	3		0		0	0	0	0	0	0	0
福島	0	0	4	2	1	1	0	5	11	2	0	0	2	0	0	0	0	0	23	0
新潟	0	0	1	0	0	0	0	9	4	1	1	1	9	0	0	0	0	0	0	1
群馬	0	0	2	2	0		0	6	4	0				0	0	0	0	0	0	0
栃木	2	1	5	3				1	1	0			_		0		0	0	0	0
茨 ·	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0
埼 玉 京	3	2	24	1	2		0	12	0	1	0	0		0	0	0	0	0	0	0
千葉	- 0		24			-	0	12	- 0		-	0		0	- 0	0	0	0	- 0	
神奈川	1	1	3	1	0	0	1	7	0	0	0	4	1	1	1	1	0	1	1	0
山梨																				
長野																				
富山	0	1	1	0	0	0	0	4	1	3	1	1	3	1	0	0	0	3	3	0
石 福 井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	8	0	1	0	0	0	0	0
静岡	0	2	8	3	0	0	0	3	2	1	0	0		0	1	0	0	0	3	0
愛知														_						
岐阜	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
三重	0	2	4	4	0	1	0	10	8	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	1	1		4				0	0	3					0		0		0	0
京都	1	3	3	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
奈 和 歌																				-
大 大 阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵 庫	1	0		5		0		9	3	1	0			1	2	0	0		1	0
岡山																				
広島																				
鳥取	-		_	10											-					
島 山 口	1	0		10				0	0	0		0		0	0		0		0	
四 香 川	0	0		0				0	0	0		1		9	2	0	0		0	
徳島												<u> </u>								\dashv
愛 媛																				
高知	0	0		1	0			2	2	2			_	1	0		2	1	2	1
福岡	1	6		11	1			9	8	1				5	1		0		2	1
佐賀	1	0	2	3	1	0	1	5	3	0	0	0	2	1	0	0	0	1	2	0
長 大 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	15	3	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0		4				0	3	0		1		6	0		0	0	1	0
能本	1	0		7	0			3	5	1				0	0	0	0	0	9	5
世 一 一 一 一 一 一	0	0		0				0	0	0		4		21	0		0	0	0	0
沖縄																				

						★ (1)E	既に協詞	義(決着)済と回	回答した	と単組に	は、下記	のうち! 可	勝ち取っ	ったもの	を回答	してくか	ごさい 。	※複数	效回答
$\left \cdot \right $	(5)また	ご条例で	対正して	いない		レーシ	長期的な ョンを路 発用と業 経保	皆まえた	、計画	的な	(2)高値	伶層職員	員の昇紀	哈維持		(3)高 拡充	徐者部?	分休業領	制度の類	新設•
	都道府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組成域連合	都道府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組広域 連合	都道府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組成域 連合	都道 府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組広域 連合
全国計	0		0	4	7	8	8	77	29	4	0	1	18	10	2	2	5	40	16	3
青森	U	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手																				
宮城	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0
秋田			0	0	0			1	0	0		0		0	0	0	0		0	0
山形	0		0	0	2		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島新潟	0	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬			0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	-		0	0	0		0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城			0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉			0	0	0		0	2	0	0		0	2	2	0	0	0	0	0	0
東		0	0	0	0	3	2	24	1	2	0	0	0	0	0	0	1	14	0	0
神奈	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
山梨	!																			
長野	-																			
富山	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石 福 井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	0		0	0	0		1	6	2	0		0	5	1	0	0	1	5	2	0
愛知																				
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0		0	0	0	0	0	0	0	1	0
滋賀	1		0	0	0		0	6	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
京 奈 良		U	0	U	0	0	U	'	0	0	- 0	0	U	U	U	0	0	0	U	0
和歌																				
大 阪			0	0	0	0		0	0	0		0	0	0	0	0	0		0	0
兵 庫		0	0	0	0	1	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	1
岡 広 島																				
鳥取																				
島 根		0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	4	4	1	1	1	7	7	2
山口	0	0	0	0	0	0		2	0	0		0	1	0	0	0	0	2	0	0
香川		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
德 曼 媛																				
愛媛高知		0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
福岡			0	0	2			8	8	1		1	3	2	0		2		3	0
佐賀		0	0	0	2	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎																				
大分				0	0			0	0	0				0			0		0	0
宮 熊 本	0		0	0	0		0	1	6	0		0	0	1	0	0	0		0	0
<u></u>	0		0	0	0			0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄																				

						12. セ? いて	クハラベ	パワバ	うなど	法律上	の措置	義務の	あるハ	ラスメン	ノトの防	近にむ	けた対	策の整	備状況	につ
$ \cdot $												※ *	复数回答	§可						
		壬用職員 ・級の		哉時の耳	職務で	(1)既(i 調査が	こ職場で	ジハラス いている	メントの	D実態	(2)既l 策定さ	こ「ガイ れてい		」や「要	綱」が	(3)既I る	こ相談別	窓口が記	没置され	てい
	都道 府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組成域 連合	都道 府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組合 広域 連合	都道 府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組広域 連合	都道 府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組合域 連合
全国計 北 海	0	5	18	4	1	7	11	80	25	5		46	313	181	25	29	48	384	231	41
道 青森	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	21	39	0	1	4	32	62	2
岩手																				
宮城	0	0	2	0	0	0	1	3	2	1	1	4	10	3	3	1	4	11	5	4
秋田	0	0	2	0	0			5	0	0		1	10	1	1	2		13	2	1
山形	0	0	0	0	0		0	0	0 5	1		0	9 10	9 21	2		0	10	8 15	2
福島 新潟	0	0	0	0	0		0	1	0	0		0	10	21	0			10	15 7	2
群馬	0	0	0	0	0		0	2	1	0		0	5	10	0				6	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	6	3	0	1	1	10	3	0
茨城	0	0	0	0	0		0	0	0	0			0	0	0				0	0
埼玉	0	0	0	0	0		0	1	0	0		2	12	8	0		2		9	0
東 京 千 葉	0	0	U	0	0	2	1	4	0	0	1	1	35	1	2	1	1	36	1	2
神奈	0	1	1	1	0	1	3	2	1	1	2	6	10	1	1	2	6	11	1	1
山 梨																				
長 野																				
富山石川	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	7	2	1	1	2	10	5	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	8	0	0	2	1	8	0	0
静岡	0	0	1	0	0		1	4	2	0	-	2	6	3	1	0		12	5	2
愛知																				
岐阜	0	0	0	0	0			4	0	0			7	0	0			8	0	0
三 滋 賀	0	0	0	0	0	1	0	5 7	0	0		1	11 16	5 4	4 0	1	0	12 16	8	3
京都	0																			
奈 良																				
和 歌																				
大阪原	0		3	0	0			4 5	0	0		2		1 5	0	1			1 8	3
<mark>兵庫</mark> 岡山	U	U	3	U	U	U	U	D	U	U	- '	2	25	5	1	<u>'</u>	2	30	8	ა
広島																				
鳥取																				
島根	0			0	0			0	0	0	-			1	0					1
山 口 香 川	0		0	0	0			3 0	0	0			6 7	1 7	0				9	0
倍 徳 島	"	U	U	U	U	- 0	U	U	U	U	 '	'		,		<u> </u>		- '	9	U
愛媛																				
高知	0			0	0			1	0	0		3		2	1				6	3
福岡	0	3	3	0	0			8	4	0				15	0				18	1
佐 街 長崎	0	0	0	0	1	0	0	5	0	0	1	1	9	4	1	1	1	9	6	2
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	15	3	0	1	2	15	3	0
宮崎	0		0	1	0			3	6	0			8	11	0				14	0
熊本	0	0	0	2	0			3	2	1			10	16	2				17	4
世 開 見 は は は は に に に に に に に に に に に に に に に	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	2	11	5	0	1	2	14	3	0
沖縄																				

\setminus											
		し、ハラスメントに関する研修・講					(5)何も実施されていない				
		習等が実施されている									
\											
	\setminus	都道府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務は域は	都道府県	県都 政令市	都市 特別区	町村	事務 組 域 連
全 北	国計	31	47	345	218	34	0	3	4	29	14
青	奔森	2	4	28	61	2	0	0	0	0	0
岩岩	手										
宮	城	1	3	11	6	4	0	0	0	0	0
秋 山	田形	1	1	11 5	4	0	0	0	0	0	0
福	島	1	0	10	20	2	0	0	0	7	4
新	潟	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0
群栃	馬木	2	1	9 10	5 5	0	0	0	1	0	0
茨	城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼	玉	1	2	12	8	0	0	0	0	1	0
東 千	京	1	1	36	1	3	0	0	0	0	0
神	葉奈	2	6	11	2	1	0	0	0	0	0
山山	梨										
長	野										
富石	山三	1	2	7	5	0	0	0	0	0	2
福	井	2	1	8	0	0	0	0	0	0	1
静	岡	0	2	10	7	2	0	0	0	0	0
愛岐	知阜	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0
Ξ	重	1	2	13	11	4	0	0	0	0	0
滋	賀	1	0	11	1	0	0	0	0	0	0
京奈	都良	1	2	5	0	1	0	0	0	0	0
和	歌										
大	阪	0	0	10	1	0	0	0	0	0	0
兵岡	庫山	1	2	30	7	3	0	0	2	2	0
広	島										
鳥	取										
島山	根口	1	1	6	1	0	0	0	0	0	0
香	川	1	1	7	9	2	0	0	0	0	0
徳	島										
愛	媛		0	0	4		0	0	0	0	0
高 福	知岡	1	3	26	4 17	2	0	0	0	2	3
佐	賀	1	1	9	6	1	0	0	0	0	1
長	崎										
大 宮	分崎	1	1	15 8	3 10	0	0	0	0	0	0
熊	本	1	1	8	14	3	0	1	0	2	3
提 。	児	1	2	15	5	0	0	2	1	11	0
沖	縄										